

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～

クレジット契約の 落とし穴にご注意!!の巻

今月の売上実績に協力
してもらえませんか
え絶対に迷惑はかけま
せんから
お願いしますよ～

クレジットに名前だけ
貸してもらえませんか
もちろん支払はこっち
でします。



ちょっと待った！
名義貸しは
あなたの責任になります！



ちょっと待った！
その車はまだ、
あなたのものではありません！

- ◎クレジットで商品を買った場合、支払いが完了するまで商品の所有権はクレジット会社にあります。商品を勝手に処分することはできません。
- ◎「名義貸し」はクレジット会社をだます行為になります。
絶対に名前を貸してはいけません！！

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに相談してください！

●和歌山県消費生活センター 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

(月～金) 9:00～17:00 / (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ) (祝日・年末年始を除く)

●和歌山県消費生活センター紀南支所

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

電話：0739-24-0999

FAX：0739-26-7943

(月～金) 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)



みかすけ

イラスト：鈴木 薫